



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
4月22日  
第607号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 公 告

令和7年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課).....	1
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	4
滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告(労働雇用政策課).....	5
随意契約の相手方決定の公告(びわこボートレース局).....	6

### ○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部).....	6
----------------------------	---

### ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告(湖東、高島).....	6
------------------------------	---

### ○ 正 誤

※令和7年3月18日付け第597号滋賀県公安委員会規則第4号中.....	8
--------------------------------------	---

## 公 告

### 令和7年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和7年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和7年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和7年4月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 狩猟免許試験

(1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。

- ア 県内に住所を有する者
- イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。

(2) 試験科目

- ア 第1次試験 知識試験および適性試験
- イ 第2次試験 技能試験

(3) 試験の内容

- ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
- イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網膜免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴

	力を含む。)を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

狩猟免許の種類	課 題
網猟免許	1 銃器およびわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に掲げる網の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 施行規則第2条第3号に掲げるわなの1つを架設すること(架設にはわなの解除を含む。) 3 獣類の図画、写真またははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下同じ。)について点検、分解および結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 免許試験の一部免除

ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、法第49条第1号の規定に基づき、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。

イ 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、法第49条第2号の規定に基づき、知識試験および技能試験を免除する。

ウ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

	試験科目	日時	場所	定員
第1回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和7年6月19日(木) 10時から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和7年6月19日(木) 13時から16時30分まで		
第2回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和7年9月7日(日) 10時から12時まで		70人
	第2次試験 (技能試験)	令和7年9月7日(日) 13時から16時30分まで		
	第1次試験	令和7年11月18日(火)		

第3回	(知識試験および適性試験)	10時から12時まで	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和7年11月18日(火) 13時から16時30分まで	

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については7月中旬に、第2回免許試験については10月上旬に、第3回免許試験については12月下旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和7年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和7年9月14日に満了する者

(2) 内容

	講 習	適 性 検 査
内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力

(3) 更新講習および適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員
第1回	令和7年6月27日(金) 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第2回	令和7年6月27日(金) 14時から15時30分まで		40人
第3回	令和7年7月2日(水) 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	40人
第4回	令和7年7月3日(木) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」 甲賀市水口町水口6009番地1	50人
第5回	令和7年7月3日(木) 14時から15時30分まで		50人
第6回	令和7年7月8日(火) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	35人
第7回	令和7年7月8日(火) 14時から15時30分まで		35人
第8回	令和7年7月10日(木) 10時30分から12時まで	愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	30人
第9回	令和7年7月10日(木) 14時から15時30分まで		30人
第10回	令和7年7月11日(金) 14時から15時30分まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人
第11回	令和7年8月23日(土) 13時30分から15時まで	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

3 申請の手続

(1) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)1枚を貼付し、原則として申請者の住所地を管轄する森林整備事務所に提出すること。

(2) 添付すべき書類 次のいずれかの書類を添付すること。

ア 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

## (3) 受付期間

狩猟免許試験	第1回	令和7年5月8日(木)から同月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	令和7年7月28日(月)から同年8月8日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第3回	令和7年10月3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
狩猟免許更新講習および適性検査	第1回 ～ 第10回	令和7年5月26日(月)から同年6月11日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第11回	令和7年7月14日(月)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

## (4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

## ア 手数料の額

(ア) (イ)から(ロ)までを除く新規受験者 5,200円

(イ) 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

(ロ) 法第49条第2号に掲げる者(災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者) 3,900円

(ハ) 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

## イ 手数料の納付方法

(ア) 滋賀県収入証紙による場合は、申請書に必要な金額の滋賀県収入証紙を貼付し申請してください。

(イ) キャッシュレス決済による場合は、申請窓口において必要な金額をお支払いください。

## (5) 狩猟免状の返納 狩猟免許の有効期間が令和7年9月14日に満了する狩猟免状について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

## 4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

機 関 名 (かつこ内は所管地域)	電 話 番 号
滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市)	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市)	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市)	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市)	0749-65-6616

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年4月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 HYPERBOOKSかがやき通り店・(仮称)キリン堂かがやき通り店

草津市追分南三丁目25番4号

## 2 意見の概要 草津市からの意見

- (1) 計画地が志津南小学校の通学路に面しているため、関係する学校、町内会等と調整のうえ、児童の安全な通学のための要望があれば真摯に対応すること。
- (2) また、車両等の通行に際しては、安全対策に万全を期すこと。
- (3) 近隣に対し十分な説明を行うこと。
- (4) 店舗設置に伴い、店舗の利用者が増加することで、周辺道路における交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が予想される。については、誘導方法等について十分に計画を立て、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないようにすること。
- (5) 店舗改装にかかる工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮すること。
- (6) 当該地は追分丸尾地区地区計画区域内であり、区域の整備・開発および保全の方針に配慮するとともに、地区整備計画の内容を遵守し、着工の30日前までに都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2に基づく届出を行い、勧告しない旨の通知を受けること。
- (7) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条に該当する場合は、届出をすること。
- (8) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づき草津市環境経済部商工観光労政課に許可申請をすること(第3種許可地域)。なお、工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、上記と同様に許可申請をすること。
- (9) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理すること。
- (10) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ること。
- (11) 草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例(平成8年草津市条例第15号)第6条および第21条で定める環境美化の推進に努めること。
- (12) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。
- (13) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市規則第27号)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、草津市許可業者に委託し処理すること。
- (14) 事業者から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。
- (15) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理すること。
- (16) 廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第1条および草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第1条に基づき、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の適正な処理が必要であることから、排出される廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条で定める適正包装の推進に努めること。

## 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

### (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

### (2) 縦覧期間 令和7年4月22日から令和7年5月22日まで

## 滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定に基づき、令和7年4月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和7年4月22日

滋賀県知事 三日月 大造

### 使用者委員

緒方章宏  
川西民雄  
城月祐子

### 労働者委員

榎並典朗  
大西省三  
白木宏司

### 公益委員

奥田香子  
川原康司  
土井裕明

中 作 佳 正  
西 川 勝 之

白 崎 直 樹  
松 本 有 子

中 睦  
吉 田 和 宏

### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年4月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和7年度中央情報処理システム利用契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこポートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年4月1日(火)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 会長 小高幹雄 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 自場開催における電話投票の売上金額100円に対し2.55円(別途、消費税および地方消費税相当額を加算する。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

### 県 税 事 務 所 公 告

#### 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年4月22日

滋賀県南部県税事務所長 大田 伸行

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9770736号	令和9.3.31	守山市木浜町2053 浦谷更成	令和7.4.11

### 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

#### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛知川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年4月22日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

#### 1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	丸山 純一郎	愛知郡愛荘町畑田662番地
〃	高木 友和	同 町平居209番地
〃	石沼 利一	同 町東円堂1938番地
〃	石沼 馨	同 所1731番地
〃	廣嶋 久平	同 所1786番地
〃	國寄 勇	同 所1604番地
〃	西村 茂彦	同 所1266番地8
〃	山田 昭夫	同 町豊満926番地

〃	山 川 和 雄	東近江市北清水町149番地
〃	本 田 康 仁	愛知郡愛荘町市838番地 2
〃	青 木 克 司	同 所1040番地
〃	河 村 善 一	同 町沓掛562番地
〃	須 田 昇	同 所568番地
〃	廣 田 尚 登 騎	同 町石橋658番地
〃	春 田 弘 一	同 所555番地 3
〃	有 村 国 知	同 町市105番地
監 事	飯 島 滋 夫	同 町荻間29番地
〃	重 森 篤	同 町東円堂1645番地
〃	杉 本 隆 司	同 町市1078番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 木 友 和	愛知郡愛荘町平居209番地
〃	飯 島 滋 夫	同 町荻間29番地
〃	石 沼 利 一	同 町東円堂1938番地
〃	石 沼 馨	同 所1731番地
〃	廣 嶋 久 平	同 所1786番地
〃	中 村 裕 司	同 所1600番地
〃	西 村 茂 彦	同 所1266番地 8
〃	西 川 悦 生	同 町豊満874番地 1
〃	尾 賀 義 次	東近江市西菩提寺町268番地
〃	青 木 克 司	愛知郡愛荘町市1040番地
〃	本 田 康 仁	同 所838番地 2
〃	杉 本 隆 司	同 所1078番地
〃	河 村 善 一	同 町沓掛562番地
〃	須 田 昇	同 所568番地
〃	春 田 弘 一	同 町石橋555番地 3
〃	有 村 国 知	同 町市105番地
監 事	久 保 田 敬 司	同 町東円堂212番地
〃	山 田 昭 夫	同 町豊満926番地
〃	廣 田 尚 登 騎	同 町石橋658番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、マキノ町西土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年4月22日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 越 安 嗣	高島市マキノ町蛭口940番地
〃	杉 本 勤	同 所1410番地
〃	井 花 勝 行	同 所820番地
〃	赤 崎 太 一 郎	同 所833番地 6
〃	小 川 繁 男	同 市マキノ町寺久保306番地
〃	寺 田 三 千 雄	同 市マキノ町沢1305番地
〃	青 谷 正 二	同 市マキノ町牧野263番地
〃	伊 丹 敬 一	同 市マキノ町石庭370番地

〃	大 西 晴 夫	同 市マキノ町上開田272番地
〃	廣 井 純 一	同 市マキノ町寺久保497番地
〃	青 谷 常 和	同 市マキノ町牧野523番地 3
〃	野 崎 隆	同 市マキノ町石庭368番地
〃	岸 田 浩	同 市マキノ町寺久保516番地
〃	野 崎 源 守	同 市マキノ町石庭325番地
〃	小 川 太 賀 司	同 市マキノ町森西110番地
監 事	栗 本 敏 明	同 市マキノ町大沼712番地
〃	川 越 浩 之	同 市マキノ町蛭口1301番地
〃	青 谷 康 重	同 市マキノ町牧野723番地
〃	西 澤 富 夫	同 市マキノ町沢1841番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	杉 本 勤	高島市マキノ町蛭口1410番地
〃	寺 田 三 千 雄	同 市マキノ町沢1305番地
〃	岸 田 七 栄	同 市マキノ町寺久保265番地
〃	清 水 勉	同 所250番地
〃	大 西 晴 夫	同 市マキノ町上開田272番地
〃	廣 井 純 一	同 市マキノ町寺久保497番地
〃	荒 木 保 秀	同 市マキノ町蛭口834番地
〃	青 谷 常 和	同 市マキノ町牧野523番地 3
〃	野 崎 隆	同 市マキノ町石庭368番地
〃	青 谷 清 幸	同 市マキノ町牧野168番地
〃	井 花 正 人	同 市マキノ町蛭口820番地
〃	野 崎 剛	同 市マキノ町石庭346番地 6
〃	野 崎 源 守	同 所325番地
〃	小 川 太 賀 司	同 市マキノ町森西110番地
〃	河 越 安 実 治	同 市マキノ町蛭口940番地
監 事	川 越 浩 之	同 所1301番地
〃	栗 本 龍 郎	同 市マキノ町大沼208番地
〃	青 谷 康 重	同 市マキノ町牧野723番地
〃	西 澤 富 夫	同 市マキノ町沢1841番地

正 誤

令和7年3月18日付け第597号滋賀県公安委員会規則第4号中

ページ	行	誤	正
7	7	規定改正	改正規定